

フードGメンの発足について



- 食料の取引条件は、**需給事情と品質評価により最終的には当事者間で決定されることが大原則**。
- 他方、適切な協議の実施を担保すべく、本省・地方農政局等に**食料システム法の適正な執行**を行うための「**フードGメン**」を配置（令和7年10月）。
- フードGメンは、今年度中に食品等の取引実態を把握する**食品等取引実態調査**等による情報収集、令和8年4月以降に法に基づく**指導・助言、勧告・公表の措置**を実施。「**供給した商品の販売価格を定めて維持させる**」などの**不公正な取引方法**に該当すると考えられる行為が確認された場合には、**公正取引委員会への通知**を行う。
- また、「**カルテルを結ぶことなどにより価格を操作する**」などの不当な取引制限に該当すると考えられる行為が確認された場合には、同委員会へ情報提供を行う。

1 フードGメンについて

- ・ 食料システム法（取引適正化関係）を適正に執行し、法に基づく指導・助言等の措置の実効性を確保するための体制として、本省及び地方農政局等に、「**フードGメン**」を配置。
- ・ **令和7年10月1日**、本省2名と8つの地方農政局等の各2名による**計18名体制で発足**（今後、更なる体制拡充に向けて、増員を要求中。）。

2 フードGメンの業務内容

（1）調査の実施（令和7年10月～）

① 食品等取引実態調査

- ・ 法定調査として、価格交渉・転嫁の状況、取引上の課題など、**食品等の取引の実態を把握**するため、**アンケート調査及びヒアリング調査※**を実施。調査結果は取りまとめ、**公表**。

※ アンケート調査及び②により得た情報等を基に、情報提供者やその取引先事業者に対する調査を実施。

② 情報受付窓口対応

- ・ 本省ウェブサイト**に情報受付窓口を設置**し、食品等の取引条件や商慣習に関し、**事業者等からの情報を広く受け、必要な対応を行う**。

（2）指導・監督措置（令和8年4月～）

- ・ 疑義案件について、**立入検査・報告徴求**を行うとともに、法に基づく**指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知**の措置を実施する。